

就業規則の作成・変更の実務

働き方改革実現のための必須ツール理解

就業規則は、労働時間や賃金などの労働条件に関するルールブックです。働き方改革により従業員の働き方に変化が求められる中、就業規則を正しく整備することは、経営者・人事労務担当者にとって必須であり、従業員に安心・納得して働いてもらうことは労使間トラブルの未然防止につながります。今回のセミナーでは、就業規則の法律的な意味や効果、さらに働き方改革関連法の施行に伴う、就業規則の作成・見直しの際の留意点について、弁護士・社会保険労務士がわかりやすく解説いたします。



日時 **12月20日(金)**

13:20~13:40 受付 *名刺を受付にご提出お願いいたします。
 13:40~14:25 セミナーⅠ 14:25~14:35 休憩
 14:35~15:20 セミナーⅡ 15:20~16:20 グループ・コンサルティング

会場 **大阪市立総合生涯学習センター 第1研修室**
 (大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル5階)

- JR 東西線「北新地駅」より徒歩 1分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩 2分
- JR 東海道本線「大阪駅」・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩 4分

定員 **30名** (1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
 *途中退席はご遠慮いただいております。

お申込み方法 セミナー参加お申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(電話番号・メールアドレス)、③所属(会社名、役職名)をご連絡ください。*FAXでお申込みの際は、下記の FAX 申込書をご利用ください。



セミナー内容

13:40~14:25

セミナーⅠ

就業規則の法的基礎知識

就業規則の法律的な意味や効果、就業規則が問題となった裁判事例について解説いたします。

講師 伊藤 大樹 関西圏雇用労働相談センター相談員
 弁護士(ブレイス法律事務所)

14:35~15:20

セミナーⅡ

就業規則の作成・見直しのポイント

労使間のトラブルが起きやすい点、働き方改革関連法に伴う制度の導入に当たって留意すべきポイントについて解説いたします。

講師 松村 智津子 関西圏雇用労働相談センター相談員
 特定社会保険労務士(さくらSTG社労士事務所)

15:20~16:20

グループ・コンサルティング

数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

参加
無料

主催 関西圏雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **06-6371-3195** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名	所属部署・ 役職名		
TEL	E-mail		

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(12月20日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

関西圏雇用労働
相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
 新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談
 サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

労務のイロハ
KECC
 関西圏雇用労働相談センター

国家戦略特区「関西圏雇用労働相談センター」事務局
TEL:06-6136-3194 FAX:06-6371-3195

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館ナレッジキャピタル8階 K827号室

E-mail info@kecc.jp ホームページ <https://kecc.jp> KECC 検索

相談・お問合せ対応時間 月曜日~金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

ホームページから
申込みもできます。

